

# 過疎地域持続的発展計画

( 令和3年度 ~ 令和7年度 )

(案)

和歌山県

# はじめに

## 1 計画の趣旨

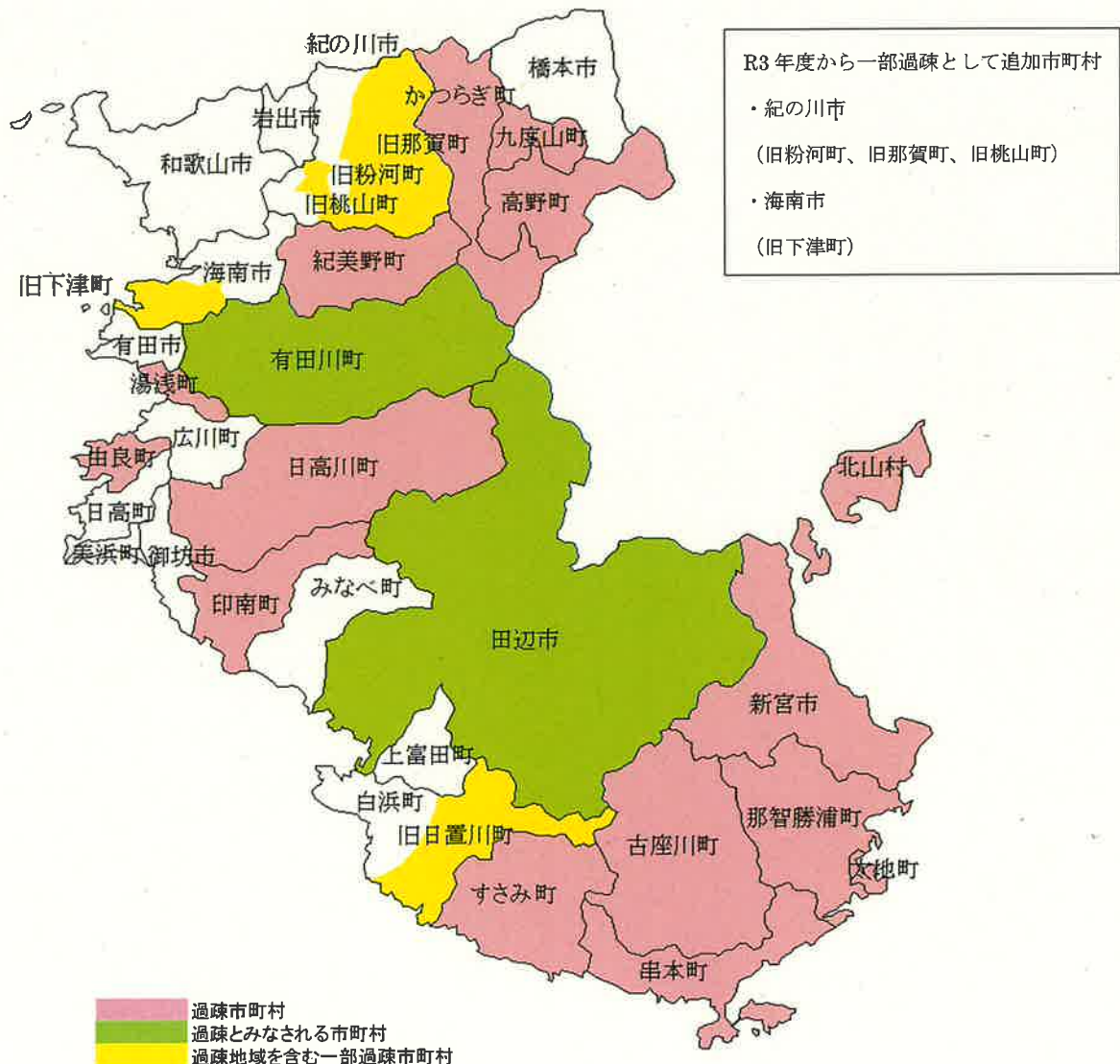
和歌山県過疎地域持続的発展計画（以下「本計画」という。）は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）（令和3年法律第19号）第9条及び和歌山県過疎地域持続的発展方針（以下「県方針」という。）に基づき、過疎地域の持続的発展に資する施策として、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする事業について策定する。

## 2 方針の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

## 3 対象地域

過疎法第2条第2項の規定に基づき公示された和歌山県における対象地域は20市町村（4市15町1村。うち過疎地域とみなされる区域を有する市町村：1市1町、過疎地域を含む一部過疎市町村：2市1町）



## 目 次

I 基本的な事項	1
1 過疎地域の持続的発展の基本方針	1
(1)現状と課題	1
(2)過疎地域持続的発展の基本的な方向	1
2 過疎地域の持続的発展に関する目標	2
II 過疎地域の持続的発展に関する分野別施策	4
1 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成の推進	4
2 産業の振興	5
(1)農業	5
(2)畜産業	7
(3)林業	8
(4)水産業	10
(5)情報通信産業の振興	11
(6)地場産業の振興	11
(7)企業の誘致対策	12
(8)起業の促進	13
(9)商業の振興	13
(10)観光またはレクリエーション	13
3 地域における情報化の推進	14
4 交通体系の整備	14
(1)国道・県道等の整備	14
(2)交通確保対策	15
5 生活環境の整備	15
(1)水道施設、污水处理施設の整備等	15
(2)防災・減災対策の推進・救急体制の整備	17
(3)安心できる生活環境の整備	18
6 子育て環境の確保と高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	19
7 医療の確保	20
8 教育の振興	20
9 集落の整備	21
10 地域文化の振興等	21
11 地域における再生可能エネルギーの利用促進	22
III 計画の達成状況の評価に関する事項	23

## I 基本的な事項

### 1 過疎地域の持続的発展の基本方針

過疎法に基づき、本県が行う過疎地域の持続的発展のための施策の大綱として、また、過疎地域持続的発展市町村計画を定める際の指針として、県方針を策定した。

県方針は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を対象期間とし、過疎地域の課題を5つに整理した上で、その対策について、11の分野別施策の基本的な方向を定め、過疎地域の持続的発展に取り組んでいくこととしている。

#### (1) 現状と課題

本県の過疎地域では、重要な産業である農林水産業の低迷、路線バスなどの公共交通機関の廃止、耕作放棄地及び有害鳥獣による農作物被害の増加など、様々な問題が生じており、人口減少や少子高齢化が著しく進み、生活基盤の弱体化、医療・福祉など暮らしを支えるサービスの低下などにより、過疎地域の集落機能の維持が困難な状況となっている。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて、大都市について、人口密度が高い地域で日常活動を行うことのリスクや、社会経済機能が一極に集中していることのリスクを国家的課題として捉えなければならない状況において、国土形成のあり方として、持続可能な地域社会の形成に向け、過疎地域に期待される役割は大きい。

#### 本県の過疎地域の5つの課題

- 1 全国に先駆けて進行する人口減少と超高齢社会
- 2 経済を支える労働力の減少
- 3 大規模自然災害の脅威
- 4 人口減少下における生活機能の確保
- 5 地域の活力低下

#### (2) 過疎地域持続的発展の基本的な方向

過疎地域の持続的発展には、地域が抱える課題や地域を取り巻く社会状況を的確に把握し、地域の特産品やそれぞれの個性豊かな自然環境や伝統文化などを有効に活用して対策を講じて行く必要があり、その対策としては、そこに住まう人々の安全・安心な暮らしを支え、守るだけでなく、過疎地域がもつ魅力をさらに高め、都市と過疎地域がともに支えあうものでなくてはならない。

また、近い将来高い確率で発生が予想される東海・東南海・南海大地震などに備えるため、橋梁の耐震化などの防災減災対策にも力を入れているところであるが、その整備水準はいまだ十分にはないため、基幹道路及び生活基盤整備などを継続して実施していく必要がある。

加えて、地域の実情や動向、行政ニーズを的確に把握し、分野ごとの施策の方向性を見極めた上で、地域医療の確保や交通手段の維持・確保、担い手の確保、移住・交流施策の推進など、地域の実情にあった実効性のある、きめ細やかなソフト対策についても、推進する必要がある。とりわけ、関係人口の創出や、地域に不足している専門人材の活用により、地域活力の更なる向上を図る必要がある。

【県方針 1 基本的な事項 2 過疎地域持続的発展の基本的な方向 (1) 基本的な方向より抜粋】

## 5つの基本目標と11の分野別施策

### 1 未来を拓くひとを育む

①教育の振興、②地域文化の振興等

### 2 たくましい産業を創造する

③産業の振興、④地域における再生可能エネルギーの利用促進

### 3 安全・安心で、尊い命を守る

⑤生活環境の整備、⑥医療の確保

### 4 暮らしやすさを高める

⑦地域における情報化の推進、⑧交通体系の整備、⑨子育て環境の確保と高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 5 魅力ある地域を創造する

⑩移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成の推進、⑪集落の整備

この県方針を踏まえ、過疎地域の持続的発展に資する施策について、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置について、計画を策定する。なお、施策の実施にあたっては、過疎法第9条3項に定める、過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

## 2 過疎地域の持続的発展に関する目標

本県の2026(令和8)年の人口は、85.9万人と見込んでおり、(国立社会保障・人口問題研究所 2013(平成25)年3月推計を基に試算)持続可能な和歌山県を実現するためには、「高齢者1人を現役世代2人で支える人口形態」を作る必要がある。とりわけ、少子高齢化による影響が、その他の地域に比して深刻化している過疎地域においては、地域の担い手となる人材を確保し、地域活力の向上を図る必要がある。

そのためには、本計画で定める各分野別施策を推進し、2026年の県内人口を89.4万人確保し、3万5千人の人口減少をくい止める。

2026年（令和8年）人口の目標

万人

	目標（和歌山県長期人口ビジョン）	社人研推計を元に試算した人口（2026年）	差
県の総人口	89.4	85.9	3.5
0～14歳	11.8	8.6	3.2
15～64歳	47.5	47.2	0.3
65歳以上	30.1	30.1	0.0

## II 過疎地域の持続的発展に関する分野別施策

### 1 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成の推進

移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成の推進施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●移住・定住大作戦事業	県内に「わかやま定住サポートセンター」を、東京・大阪に移住相談員を設置し移住相談業務を実施するとともに、移住フェアや現地体験会の開催、移住奨励金や起業支援等により、若年・現役世代の移住促進に必要な「暮らし」「しごと」「住まい」を総合的に支援する。
●ふるさと生活圏活性化支援事業	ふるさと生活圏を対象に、医療や生活交通などの日常生活機能確保や地域資源を活用した活性化などの課題に総合的に取り組む事業を支援する。
●移住推進空き家活用支援事業	県外からの移住を推進するため、空き家バンクによる空き家の紹介、移住者向けの空き家の掘り起こし等、所有者、地域住民が安心できる空き家活用を促進する。
●企業のふるさと事業	企業や団体の従業員が、過疎地域等での担い手不足の解消や賑わいの創出、生産性の向上などに取り組む活動を支援する。
●大学のふるさと事業	様々な地域課題を抱える地域と、活動フィールドを求める大学とをマッチングさせ、大学の人材育成と地域の課題解決という双方のニーズを充足する。

## 2 産業の振興

産業の振興施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

### (1) 農業

事業名	事業内容
●基幹水利施設ストックマネジメント事業	劣化により低下した既存水利施設の機能を維持するため、機能診断を行い、保全計画の作成及びそれに基づく保全対策工事を実施し、既存施設の有効活用や長寿命化を図る。
●県営農業基盤整備促進事業	地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実施し、担い手への農地集積の加速化、生産効率の向上、農業競争力の強化を図る。
●県営中山間総合整備事業	中山間地域において農業生産基盤の整備を総合的に実施し、農業、農村の活性化を図る。
●県営畑地帯総合整備事業	畑地帯において農業生産基盤の整備を総合的に実施し、農業経営の合理化を図る。
●県営水利施設等保全高度化事業	農業水利施設の整備に加え、施設の自動化、電動化等を実施し、水管理の合理化・省力化を図る。
●県営中山間地域ほ場環境整備事業	中山間地域における営農上の懸案解決や農地流動化を促進するための基盤整備を行い、産地維持を図る。
●ため池等整備事業	堤体や取水施設などの老朽化が著しく、漏水が発生しているため池等を改修し、下流域の農地や農業用施設、民家、公共施設を未然に災害から守り、農地等の保全を図る。
●地域農業再編普及活動事業	試験研究等で開発された新技術を普及・推進するなど、農業者へ技術等を支援する。
●農作物鳥獣害防止総合対策事業	深刻化する野生鳥獣による農作物被害を減少させるため、有害鳥獣の捕獲・狩猟者の育成・防護柵の設置など総合的な対策を推進する。



●農業担い手対策事業	就農希望者、新規就農者、青年農業者等各段階に応じた支援を行い、農業の担い手の育成・確保を図る。
●わかやま版新規就農者産地受入体制整備事業	新規就農者の確保を図るため、「産地提案型就農モデルプラン」により産地から求める人材を発信する取組を支援するとともに、本県農業の魅力を伝える動画や就農に関する情報を発信する。
●農地流動化支援事業	担い手への農地集積を促進するため、農地中間管理機構と各地域に本県が独自に設置した農地活用協議会が連携して実施する農地の流動化の取組を支援する。
●和歌山版遊休農地リフォーム化支援事業	担い手への農地集約を進めるため、農地中間管理機構が一団農地に含まれる遊休農地をリフォームし、貸付・売渡を行う取組を支援する。
○中山間地域等直接支払制度	中山間地域等において、農業生産活動等が継続されるよう、農業生産条件の不利を補正するための支援として、中山間地域等直接支払交付金を交付する。(国定額)
○団体営農業基盤整備促進事業	地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実施し、担い手への農地集積の加速化、生産効率の向上、農業競争力の強化を図る団体に対して助成する。 (国 55%、県 5%)
○団体営農業水路等長寿命化事業	農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮できるよう、施設の長寿命化に資するきめ細かな対策を実施する団体に対して助成する。(国 55%以内、県 5%以内)
○団体営農地耕作条件改善事業	耕作条件の改善を図り、農地中間管理機構による担い手農家への農地集積・集約や高収益作物への転換を促進させるため、農業生産基盤の整備を行う団体に対して助成する。(国 55%以内、県 5%以内)
○県単小規模土地改良事業	国の採択基準に満たない農道整備、かんがい排水、ため池保全、ほ場整備等を実施する団体に助成する。(県 30%～50%)

○日本一の果樹産地づくり事業	産地と高級百貨店等マーケットが連携し、戦略品種の早期産地化を目指した改植・高接の促進や、輸出産地の育成、マルチ栽培・スマート農機の導入等生産対策の強化を図る取組を総合的に支援する。(県 1/3～1/2 以内)
○次世代野菜花き産地パワーアップ事業	野菜花き産出額の増加を図るため、高度な環境制御装置等 ICT 技術の導入やハウスの高度化の整備など、生産から流通、販売まで総合的に支援する。(県 1/3～1/2 以内)
○グリーンツーリズム推進事業	農林業と観光を融合したグリーンツーリズムの推進により農村地域の活性化を図る。(県 1/3～1/2 以内)
○農作物鳥獣害防止総合対策事業	深刻化する野生鳥獣による農作物被害を減少させるため、有害鳥獣の捕獲・狩猟者の育成・防護柵の設置など総合的な対策を推進する。・防護柵等設置支援(県 1/3 以内)・有害鳥獣捕獲支援(県定額、県 1/2 以内)・狩猟免許等取得支援(県定額)・鳥獣被害防止特措法による市町村の被害防止計画に基づく取組への支援(ソフト:国定額、ハード:国 55%以内)

(2) 畜産業

●畜産総合振興事業	畜産農家を始めとする地域の関係者が連携し、新規参入者の受入体制整備、作業の外部化、品質向上、新たなブランドの創出、規模拡大等により地域全体として取り組み、畜産農家の経営体質強化を進める。
●和牛生産拡大支援事業	県産和牛の生産拡大を図るため、紀州和華牛の推進・普及・和牛増頭促進のための預託システムの仕組みを構築するとともに、熊野牛の品質向上を支援する。

### (3) 林業

●農林大学校林業研修部事業	林業への新規就業希望者に対し、実践的な技術と知識を持った即戦力となる技術者・既就業者の育成を図る。
●「わかやまの森」次世代人材確保支援事業	都市部等での林業プロモーションや林業に特化した無料職業紹介事業の展開、就業支援講習の実施などの効果的な取組により、林業就業希望者を県内就業イベントへ誘導すると共に、農林大学校林業研修部研修生の研修生活を支援し、県内林業の新たな担い手となる人材を確保する。
●森林・林業雇用総合対策事業	林業労働に対する安全衛生管理体制を促進するとともに、林業労働力確保支援センターの活動を通じて林業労働力の確保と定着を図る。
●山村地域振興事業	紀州備長炭をはじめとする山村資源を活用した伝統技術の伝承・山村資源の活用に係る技術研修と情報提供及び山村地域と都市との交流を通じた山村地域の振興を図る。・紀州備長炭振興対策・山村資源の活用促進・入会林野の整備指導。
●林業普及指導事業	森林の多面的機能の発揮及び持続的な森林経営の実現に向け、林業試験場や林業普及指導協力員と連携し、林業技術や経営に係る普及指導及び地域林業を牽引する人材の育成を図る。
●「企業の森」推進事業	環境貢献に関心のある民間企業等の資金や人材の導入を図ることで、産官連携した森林整備や環境貢献などを促進する。
●低コスト林業基盤整備サポート事業	搬出間伐等の推進と生産コストの低減を図るため、作業道や山土場の整備等を支援する。
●森林路網整備促進事業	搬出間伐等の森林整備の推進や木材生産量の増大を図るため、林業専用道（規格相当）の開設を支援する。

<p>○林業担い手社会保障制度等充実対策事業</p>	<p>林業事業体の労働力の確保と雇用の安定及び林業労働者の福祉の向上を図る。・林業退職金制度加入促進（県 1/5 以内）・林業社会保険制度加入促進（県 1/5 以内）・林業労働者任意災害補償保険助成（県 1/4 以内）</p>
<p>○紀州材需要拡大対策支援事業</p>	<p>公共施設の木造・木質化を支援する事業として、紀州材を使用して整備される公共施設等の整備に対し助成する。  ・市町村及び公共の団体が、公共的な施設を新築、改築、増築する場合の木造・木質化の助成。（県 1/2 以内）  ・使用する紀州材の木材費・市町村及び公共の団体が、公共的な施設について、紀州材を使用した木製品で備品を整備する場合の助成。（県 1/2 以内）</p>
<p>○住みよい山村集落総合対策事業</p>	<p>公共山村資源の活用及び集落基盤の整備を総合的に支援し、安全・安心な活力ある山村集落づくりを推進する。・山村資源を活用した地域産業づくりへの支援（県 1/3～1/2 以内）・生活環境の向上と交流拠点となる施設整備への支援（県 1/3～1/2 以内）・特用林産物等の既設搬出作業道等の修復・改良に対する支援（県 1/3 以内または定額）</p>
<p>○森林整備地域活動支援交付金事業</p>	<p>森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため、森林経営計画や森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、施業提案書の作成、森林所有者の合意形成等の活動を支援する。（国 50%、県 25%）</p>
<p>○森林環境保全整備事業</p>	<p>重視すべき機能に応じた森林整備や路網整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図る。（国 30～50%、県 5～20%）</p>
<p>○紀の国森づくり基金活用事業</p>	<p>森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るため、普及啓発、森林整備、森林資源の利活用及び県民の発想を生かした事業に対し助成する。（県 10/10 以内）</p>

(4) 水産業

●水産基盤整備事業	水産資源の維持・増大及び漁業操業の効率化を図るため漁礁設置等の沿岸漁場整備を推進する。
●内水面漁業振興対策事業	内水面資源の保護育成、漁場環境の保全等により、内水面漁業の振興を図り、中山間地域の活性化を図る。・アユ、マス類種苗放流・アユ産卵場造成・カワウ被害対策を行う。
●漁港施設整備事業	漁港施設の新設、改良等を実施し、漁業者の就労環境改善、安全性の向上及び漁港施設の有効活用を図る。
○漁業経営構造改善事業	水産物の安定供給を確保するための生産基盤整備や、水産業の競争力強化を図るために必要となる共同利用施設整備に対し補助する。(国 1/2 以内、県 1/20 以内)
○漁港施設整備事業	漁港施設の新設、改良等を実施し、漁業者の就労環境改善、安全性の向上及び漁港施設の有効活用を図る。(国 1/2 以内)
○漁港漁村活性化対策事業	漁港漁村が快適で衛生的に過ごせる施設や、水産物の衛生的な処理機能を有する施設、地域資源や高度情報を利活用できる施設、都市との交流の促進や漁船の円滑な操業を支援できる施設などの整備を通じ、漁港漁村の利用促進等による漁業の振興と漁村の活性化を図る。(国 1/2 以内、県 1/10 以内)
○磯根漁場再生事業	磯焼け現象等により不振に陥っている磯根漁場の再生を図るため、市町が事業主体となって実施する磯根漁場再生に関する取組に対し補助する。(県 1/3 以内)
○ブルーツーリズム推進事業	漁村の活性化と漁家所得の向上のため、観光業と連携し、マリンレジャーや漁業体験等を通じて都市との交流を図るブルーツーリズムを推進する。(県 1/3 以内)。
○次代につなぐ漁村づくり支援事業	漁村の将来像の実現に向けた実行計画に基づき、漁協が実施する新規担い手の確保・育成を支援する。(県定額)

(5) 情報通信産業の振興

●先駆的産業技術研究開発支援事業	県内中小企業等の新技術創出を目指す研究開発活動を支援する。
------------------	-------------------------------

(6) 地場産業の振興

●わかやま中小企業元気ファンド事業	地域資源や研究成果を活用した新たな商品開発を支援する。
●わかやま農商工連携ファンド事業	中小企業者と農林漁業者が連携した事業活動を支援する。 (わかやま中小企業元気ファンド事業と一体運用)
●産業を支える人づくりプロジェクト	企業の協力を得て、高校生に経営者の講話、インターンシップ、企業見学、企業ガイダンスを実施し、県産業を支える優秀な人材の育成と県内就職を促進する。また、県内企業の採用情報等の発信やインターンシップ、合同面談会を開催することにより大学生のUIターン就職を促進する。
●地場産業等総合振興事業	産地組合等が行う商品開発・販路開拓等を支援する。
●和歌山再就職支援「就活サイクル」プロジェクト	結婚や出産等で一度離職した方、定年退職した方、UIターン転職希望者等の再就職を支援するため、新卒時のような県独自の就活サイクルを浸透させることで、再就職しやすい環境整備を進める。
○移住支援事業補助金	県内中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京23区から本県に移住し就業等した者に対し、県と移住先の市町村が共同して移住支援金を給付する。(県3/4以内)。
○わがまち元気プロジェクト支援事業	地域資源を核とした「1市町村1産業」の創出に取り組む市町村を支援する。(県1/3以内)。

(7) 企業の誘致対策

<p>●テレワーク促進事業</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響で大都市圏を中心に急速にテレワークが普及し、働き方の新たなスタンダードになりつつあることを踏まえ、テレワークの普及拡大に向けたセミナーやPRイベントの開催等により、県内企業におけるテレワークの導入と運用改善を支援する。</p>
<p>●和歌山ワーケーションプロジェクト Phase II</p>	<p>ワーケーションファムツアーやWEBプロモーションを実施し、ワーケーションの受入企業の拡大と地域への定着を促進する。</p>
<p>●企業立地促進対策 助成事業</p>	<p>市町村への企業進出を促進するために、進出企業に奨励金を交付する。 ・雇用奨励金 ・立地奨励金 ・本社機能移転奨励金 ・通信補助金・オフィス賃借補助金・航空運賃補助金</p>
<p>●企業立地促進資金 融資事業</p>	<p>工場等の新設、増設をするための資金の一部を融資する。</p>
<p>●企業誘致広報事業</p>	<p>市町村への企業進出を促進するために、パンフレットの作成及び新聞、HP広告等によりPR活動などを実施する。</p>
<p>○工場等用地取得造成事業</p>	<p>市町村等が行う工場等用地の取得造成に対して助成する。</p>
<p>○工場等関連施設整備事業</p>	<p>工場等用地の取得造成に伴い市町村等が行う進入路、排水路その他知事が必要と認めた施設の整備に対して助成する。 (上限3億円)</p>
<p>○工場等用地取得造成 利子補給事業</p>	<p>市町村等が工場等用地取得造成に要する費用に充てるために発行又は借入れを行った地方債又は借入金に係る利子支払に対し助成する。(県1/2以内)</p>
<p>○工場等用地特別対策事業</p>	<p>市町村等がその用地の取得造成に要した価格を割り引いて新規立地する企業に譲渡するのに要した額を助成する。(県1/3以内)</p>

(8) 起業の促進

●地域課題解決型起業支援事業	各地域に存在する課題解決のため、その地域で必要とされる事業を行う新たな起業を支援する。
●起業家創出支援事業	起業家支援施設を設置し、インキュベーションマネージャーにより支援する。

(9) 商業の振興

●小規模事業経営支援事業	小規模事業者の経営の安定と振興を図るため、商工会及び商工会議所が経営指導員等を設置し実施する経営改善普及事業を支援する。
--------------	--

(10) 観光又はレクリエーション

●ジオパーク推進事業	世界ジオパーク認定に向け、ジオツアーの実施や新たな体験の発掘、ジオパーク関連商品の開発に取り組む。
●わかやま「観光力」推進事業	本県の強みである多彩な観光資源を生かすため、地域のやる気を喚起し協働で魅力ある観光地づくりに取り組むとともに、効果的な観光プロモーションを展開する。
●国際観光推進事業	海外、特に東アジアや欧米から外国人観光客を誘致するため、旅行社、メディア招請による情報発信や現地でのプロモーションを展開する。
●体験観光魅力アップ事業	ほんまもん体験を活用した着地型観光を推進するため、体験プログラムの品質向上、情報発信及び着地型コーディネーターの育成など受入体制の充実などを図る。
●教育旅行誘致推進事業	体験交流型プログラム「ほんまもん体験」を活用した本県への教育旅行の誘致を積極的に推進する。
●外国人観光客受入環境整備事業	外国人個人観光客が快適・安全に県内を周遊できる環境整備を実施する。



●サイクリングロード利用促進事業	川・山・海のサイクリングロードの利用環境を充実させるため、サイクリストが休憩や自転車の簡易な修理を行うことができる施設をサイクルステーションとして登録を進めるとともに、周遊マップやウェブサイトでの広報、サイクリングロードの周遊でポイントが獲得できる仕組みやサイクリングイベントの支援等を通して、県内外からの誘客を図る。
●サイクリングロード整備事業	自転車を観光振興のツールとして捉え、その利便性向上のため「川・山・海」の3つのサイクリングロードの整備を実施する。
○観光施設整備補助事業	市町村等が実施する地域の環境・景観に配慮した観光地づくりを支援する。(県 1/2 以内)。

### 3 地域における情報化の推進

地域における情報化の推進施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
○携帯電話等エリア整備事業	通話圏域拡大のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費用を補助(道路、自然公園等の非住居エリアが補助対象)。携帯事業者1者参加の場合、国 1/2、県 1/5。複数者参画の場合、国 2/3、県 2/15

### 4 交通体系の整備

交通体系の整備施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

#### (1) 国道・県道等の整備

事業名	事業内容
●道路改良事業	川筋ネットワーク道路・府県間道路の整備、緊急輸送道路などの確保、ネットワークの多重性確保、基本的生活に不可欠な道路の整備を実施する。

●農道整備事業	農業生産物流の合理化及び農山村の環境改善を図るための基幹農道整備を実施する。
●道路維持事業	県が管理する国道、県道の維持修繕、災害防除、橋梁耐震補強、道路施設老朽化対策、交通安全施設等の整備を実施する。
○道路整備事業（普通県費補助）	市町村道の新設及び改築（県 1/3 以内）、市町村道のトンネル又は橋りょうの新設及び改築（県 4/10 以内）
○補助林道事業	地域の重要なインフラである道路・農道・林道の一体的整備により地域再生を図る。（国 30～50%、県 5～10%）

(2) 交通確保対策

事業名	事業内容
○地域生活交通確保支援事業	市町村が考える地域の実情に即した交通体系の構築について支援するため、専門的見地から助言を行うアドバイザーの派遣や、正式運行に向けた調査や実証運行を行うための経費の一部について支援する。（県 1/2 以内）。
○地域交通確保維持改善事業（バス）	広域的・幹線的な路線の維持を図るため、運行欠損額相当額及び車両購入に係る減価償却費等について国と協調して補助する。（国 1/2 以内、県 1/2 以内）

5 生活環境の整備

生活環境の整備施策として次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

(1) 水道施設、汚水処理施設の整備等

事業名	事業内容
●廃棄物適正処理推進事業	広域的なごみ焼却施設や最終処分場の整備を推進する。
●公営住宅建設事業	老朽化が著しい団地における建替事業と既存ストックの有効活用のための改善事業を実施する。

○漁村環境整備事業	漁業集落において集落排水施設整備事業を実施している市町村に対し、国庫補助対象経費を県が翌年度に交付する。(国 1/2 以内、県 1/10 以内)
○水道施設整備事業	水道施設の耐震化や水道の広域化などを図るための整備を行う市町村に対して助成する。(国 100%)
○下水道事業	公共下水道等の設置又は改築を行う市町村に対し、費用の一部を国が補助する。(国 1/2 以内または 5.5/10 以内)
○下水道事業促進整備(交付金)事業	公共下水道事業を実施している市町村に対し、管渠工事に係る国庫補助対象事業費の 2% (H31~R5 までの 5 年間に限り 2.5%) を限度として県が翌年度に交付する。
○集落排水整備事業	農業集落等において汚水処理施設の整備又は改築を行う市町村に対し、費用の一部を国が補助する。(国 1/2 以内)
○農業集落排水(交付金)事業	農業集落等において集落排水施設整備事業を実施している市町村に対し、国庫補助対象経費の 10%を県が翌年度に交付する。
○浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽設置者に補助を行う市町村に対し、補助額の一部を国・県が補助する。(国、県 各 1/3 以内)
○浄化槽市町村整備推進事業	浄化槽市町村整備推進事業を実施する市町村に対し、費用の一部を国が補助する。(国 1/3 以内)
○浄化槽市町村整備推進(交付金)事業	浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村に対し、整備に伴う市町村負担額から交付税措置分を除いた 1/2 を県が翌年度に交付する。(県 1/2 以内)
○紀南版フェニックス事業	紀南地域における廃棄物最終処分場運営事業を支援する。(県産業廃棄物に係る事業費×1/2 以内)

(2) 防災・減災対策の推進、消防・救急体制の整備

事業名	事業内容
<p>●南海トラフ地震に備えた津波避難困難地域解消等の推進事業（津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム）</p>	<p>南海トラフ地震における津波避難困難地域解消のため、堤防の整備等の津波対策を実施する。また、経済被害を抑え早期の復旧・復興につなげる津波対策を合わせて実施する。</p>
<p>●河川整備事業</p>	<p>防災・減災対策のため、ハード対策として河川の河道拡幅や護岸整備等を行うとともに、ソフト対策として雨量や河川水位をはじめとする防災情報発信などを推進する。</p>
<p>●洪水浸水想定区域図作成事業</p>	<p>防災・減災対策のため、ソフト対策として想定最大規模の洪水浸水想定区域図の作成対象を中小河川等まで拡大し、避難体制等の充実・強化を推進するとともに、危険度を多段階的（高頻度、中頻度等）に示す洪水浸水想定区域図を作成し、まちづくり等への活用を促進する。</p>
<p>●砂防事業</p>	<p>ハード対策として土石流、地すべり等の土砂災害から人命・財産を保全するための施設整備を行うとともに、ソフト対策として土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査・指定を推進する。</p>
<p>●急傾斜地崩壊対策事業</p>	<p>ハード対策としてがけ崩れから人命・財産を保全するための施設整備を実施する。</p>
<p>●住宅耐震化促進事業</p>	<p>旧耐震基準の住宅の耐震化を促進し、地震による住宅倒壊災害を防止する。</p>
<p>●緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援</p>	<p>地震時に建築物倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、沿道の建築物の耐震化を支援する。</p>

●地域防災力向上事業	県民の防災意識の向上と防災知識の普及を目的に、研修会や啓発広報を行うとともに、自主防災組織の組織率の向上と組織活動の活性化を図る。・地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」の実施・自主防災組織の活性化（自主防災組織情報連絡会の開催、会報誌の発行、自主防災組織運営の手引き等の作成等）・家具固定の推進
●消防体制の強化推進事業	消防広域化の推進、消防体制の充実強化にかかる市町村への指導・消防学校における消防団員に対する幹部教育及び専科教育の実施
●消防救急デジタル無線運営事業	市町村と共同・連携した消防救急デジタル無線共通波システムを運営する。
●救急高度化推進事業	消防機関及び医療機関と連携し、救急救命協議会を運営することで、救急救命士の確保・育成を推進する。
○わかやま防災力パワーアップ補助金事業	市町村における防災体制整備及び防災対策の充実強化を図るため、市町村が大規模災害の被害を軽減するため策定する地震防災対策に係る計画(地震防災対策アクションプログラム)の減災目標を達成するために行う事業に対し補助する。(県 1/2 以内)
○消防防災施設等整備事業	消防施設等の拡充強化を図るため、消防施設の整備に対し補助する。(国 5.5/10 以内)

(3) 安心できる生活環境の整備

事業名	事業内容
●消費者安全サポート事業	消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者行政強化交付金及び地方消費者行政推進交付金を活用し、消費生活相談員の養成、市町村職員等のスキルアップ、消費者啓発・教育、市町村消費者行政強化交付金の交付などを実施する。

6 子育て環境の確保と高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育て環境の確保と高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●農業によるメンタルヘルスケア推進事業	「蘇りの地、和歌山」で農業を通じて、職場や日常生活上のストレスなどをきっかけにメンタルヘル스에課題を抱えた人の社会参加を支援する。
○老人福祉施設等整備事業	地域密着型施設を整備する市町村に対し助成する。(県一床又は一施設当たり定額)
○市町村地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づく、地域生活支援事業を実施する市町村に対し補助する。(県 1/4 以内)
○子ども・子育て支援事業	子ども・子育ての支援のため、私立の保育所や認定こども園の運営への負担や、特例保育(従前のへき地保育所)等を実施する市町村に対し補助する。(国 1/2 以内、県 1/4 以内)、延長保育、病児保育及び放課後児童クラブ等を実施している市町村に対し補助する。(国 1/3 以内、県 1/3 以内)、家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多く入所している保育所の保育士加配に対し補助する。(県 1/2 以内)

## 7 医療の確保

医療の確保施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●へき地医療対策事業	無医地区等医療機関を利用することが困難な地域における医療の確保、充実を図る。
●医師確保対策事業	地域医療を担う医師の確保、充実を図る。
●救急医療対策事業	救急医療体制の確保と充実を図る。

## 8 教育の振興

教育の振興施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●オンライン授業での学びの深化事業	オンライン学習に活用できる授業動画を作成し、動画視聴と合わせた協働学習や探求活動などICTを活用した新たな学習指導を展開する。
●広域スポーツセンター育成事業	各市町村に「総合型地域スポーツクラブ」の創設及び育成を行い、地域住民が主体的に関わるスポーツ環境を整備するとともに、地域コミュニティづくりを推進する。
○緑育推進事業	森林や林業、山村に関する体験学習を通じて、人々の生活及び環境と森林及び林業との関係について、理解及び関心を深めるため、小中学生等を対象とした森林体験学習の実施に対し助成する。(県 10/10 以内)

## 9 集落の整備

集落の整備施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●ふるさと生活圏活性化支援事業【再掲】	ふるさと生活圏を対象に、医療や生活交通などの日常生活機能確保や地域資源を活用した活性化などの課題に総合的に取り組む緊要な事業を支援する。

## 10 地域文化の振興等

地域文化の振興等の施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●文化財保護育成補助事業	国・県指定文化財及び埋蔵文化財の保存と活用を図るため、建造物や美術工芸品等の保存修理、防災施設の設置、史跡の整備、及び埋蔵文化財の発掘調査等に県費補助を行う。
●国指定文化財管理費補助	国指定文化財に係る建造物等に設置した防災施設の保守点検、維持管理のための小修理、名勝庭園の荒廃防止等の事業に対し補助を行う。
●無形民俗文化財保護育成補助	無形民俗文化財に使用する用具・衣装等の修理・新調等の事業に対し補助を行う。
●世界遺産管理事業	世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の管理及び緊急保全対策を実施する。



### 1 1 地域における再生可能エネルギーの利用促進

地域における再生可能エネルギーの利用促進施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

事業名	事業内容
●木質バイオマス発電支援対策事業	木質バイオマス発電所への木材の安定供給に向けて、原木を供給する林業関係者サイド及び発電事業者サイドの双方に対して事業の立ち上がり時の支援を行う。
○水力発電施設周辺地域交付金事業	水力発電施設の所在市町村が実施する公共用施設整備や地域活性化事業を支援する。(国 10/10 以内)

### Ⅲ 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の進行管理（達成状況の評価の時期及び手法）については、和歌山県長期総合計画第3章計画の推進に定めるところにより進行管理を行う。

和歌山県長期総合計画

第3章 計画の推進 第1節 計画の推進に向けて

#### 1. 計画の進行管理

めざす将来像を実現するためには、計画に盛り込んだ施策をより効果的かつ効率的に実行していかなければなりません。また、その施策が有効に機能するためには、施策を構成する各事務事業を着実に執行するとともに、将来像に向けてどの位置にあるのかを常に認識しておく必要があります。

このため、各分野でそれぞれ策定する個別計画を本計画の実施計画と位置づけ、具体的な施策体系を構築するとともに、毎年度、本計画に掲げた進捗管理目標（第2章「将来像に向けた取組」に記載）や実施計画に掲げた目標の進捗状況を確認します。

そのうえで、各事務事業の評価を行い、必要に応じ見直しを行うとともに新たな施策を展開し、「めざす将来像」を実現するための進行管理を行っていきます。